

令和2年9月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年9月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美	委員
2番	秋永 憲一	委員
3番	今村 裕一	委員
4番	内田 正隆	委員
5番	江上 哲夫	委員
6番	大石 敏裕	委員
7番	甲斐サエ子	委員
8番	笠 幸夫	委員
9番	黒岩 純	委員
10番	古賀 喜治	委員
11番	後藤 靖子	委員
12番	末次 龍夫	委員
14番	田中 修二	委員
15番	田中 弥生	委員
17番	富安 辰行	委員
18番	鳥越 文生	委員
19番	中村 裕	委員
20番	林田 高夫	委員
21番	日比生和雄	委員
22番	深川 嘉穂	委員
23番	柳 壽祥	委員
24番	山口 啓一	委員

欠席委員は次のとおりである。

田中 文 委員 手島 富士雄 委員

事務局の出席者は6名である。

事務局 総会にあたりまして、報告いたします。
本日は、現委員数24名中22名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。大変お忙しい中に総会に御出席頂きましてありがとうございます。
ただいまより、9月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
第1号議案 審議番号15番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は、審議番号15番とそれ以外に分けて審議をいたします。
議席番号***番、****委員の退席を求めます。
(***番委員 退席)
それでは、審議番号15番について、事務局の説明を求めます。

事務局 1ページお願いいたします。
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の競売 不動産買受適格証明の許可申請書が提出されたので付議いたします。
5ページをお願いいたします。
競売 不動産買受適格証明、西部地域、審議番号15番、1件です。
こちらにつきましては、農地法施行規則第10条第1項第1号の規定により、競売、公売、遺贈による場合は単独申請が可能となっており、今回は競売の案件でありますので、単独申請となっております。
競売案件についての今後の流れですが、総会許可後に農業委員会より不動産買受適格証明書を発行します。その証明書を持って申請者は競売に参加します。競売で落札した方に、改めて農地法第3条の許可書を発行いたします。
本申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第1号議案、審議番号15番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号15番は可決されました。

審議番号15番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号***番、***委員の出席を求めます。

(***番委員 着席)

***委員に報告をいたします。審議番号15番は可決されました。

続きまして、「審議番号15番を除く第1号議案について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページお願いいたします。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転、使用貸借権設定、競売 不動産買受適格証明の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から2ページ5番までの5件です。

続きまして、西部地域、審議番号6番から4ページ13番までの8件です。

続きまして、使用貸借権設定、西部地域、審議番号14番、1件です。

5ページをお願いいたします。

競売 不動産買受適格証明、西部地域、16番、1件です。

なお、2ページ審議番号6番、3ページ審議番号7番、4ページ審議番号14番は関連案件です。また、審議番号16番は、審議番号15番と同様に、競売物件による単独申請となります。

以上、5ページ審議番号15番を除く申請案件につきましては、農地法第3条第2項

各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号6番、7番及び14番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。それでは、報告をお願いいたします。

委員 荒木地区のでございます。ヒアリングにつきまして報告をいたします。

審議番号6番、7番、14番の案件につきまして、8月27日に農業委員と推進委員、農業委員会事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。申請人の****氏は、荒木町荒木で***店を営み、現在荒木町に住んでおり、今回、荒木町荒木の農地を取得、使用貸借して農業を始める予定です。****氏の年齢は***歳です。

営農計画は花木、水稻を栽培する計画となっております。農業経営は、農業経験は、水稻の収穫等の手伝い程度の経験をお持ちです。

就農後の相談相手は、譲渡人の****氏と父親に指導を仰ぐことになっております。農機具については、譲渡人の****氏から田植え機、トラクター、コンバイン等は使用される予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気等も見受けられ、今後の活躍も見受けられると考えられます。また、ヒアリング結果について、9月1日の西部審査会への報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、審議番号6番、7番、14番について報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。「審議番号15番を除く第1号議案について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号15番を除く第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いします。

第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。1番、申請地、善導寺町木塚、田2筆、計2,930m²、申請理由、施工期間を変更するものです。変更内容、転用期間を平成30年6月15日から平成31年7月15日までだったものを、平成30年6月15日から令和5年6月14日に変更するものです。こちらにつきましては、平成30年6月11日付にて4条許可がなされたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。

続きまして、第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 7ページをお願いします。

第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番から9ページ8番までの8件です。

1番、申請地、上津町、畑640m²、申請理由、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。

2番、申請地、藤光町、畑596m²、申請理由、申請地を露天駐車場として利用するものです。

3番、申請地、藤光町、畑2筆、計1,694m²、申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、第3種農地、第1種農地と混在しておりますが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8ページをお願いします。

4番、申請地、藤光町、畑3筆、計212m²、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、藤山町、畑35m²、申請理由、申請地を貸家住宅の敷地として拡張するものです。

6番、申請地、宮ノ陣町大杜、田4,947m²のうち2,100m²、申請理由、申請地に盛土を行い畑として利用するもの（農地改良行為）です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、宮ノ陣町大杜、田4,136m²、申請理由、申請地に盛土を行い畑として利用するもの（農地改良行為）です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いします。

8番、申請地、宮ノ陣町若松、田2,908m²、申請理由、申請地に盛土を行い畑と

して利用するもの（農地改良行為）です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、8ページ審議番号6番、7番、9ページ審議番号8番については、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、西部審査会から報告をお願いいたします。

西部審査会 西部審査会から、これから説明いたします。

まず、審議番号1番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものですが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、上津小学校から西へ約1.2km、JR荒木駅から東へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、農用地区域以内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地として判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることにより土砂の流出を防ぐ計画を行っております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものですが、既に農地以外の用途に利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、上津小学校から西へ約1.4km、JR荒木駅から東へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に病院と保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の水路へ排水いたします。

汚水・生活雑排水については発生しません。

被害防除としましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号3番について説明します。地図ナンバーは4番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものですが、既に施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、上津小学校から西へ約1.2km、JR荒木駅から東へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、東側の農地については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に病院と保育園がある農地でありますので、第3種農地、西側の農地については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、素掘りの水路を經由して西側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号4番について説明します。地図ナンバーは5番です。

転用目的は、農家住宅の敷地を拡張するものですが、既に農家住宅の敷地として利用されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、上津小学校から西へ約1.4km、JR荒木駅から東へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が既存施設の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して北側の水路へ排水します。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号5番について説明します。地図ナンバーは6番です。

転用目的は、貸家住宅の敷地を拡張するものです。

申請地は、青陵中学校から南へ約800m、久留米工業大学から南東へ400mのところ

に位置します。

農地区分については、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、くみ取り式により処理します。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号6番について説明します。地図ナンバーは7番です。

転用目的は、一時転用（農地改良行為）です。

申請地は、宮ノ陣中学校から北へ約600m、宮ノ陣小学校から北西へ800mのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものであるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号7番について説明します。地図ナンバーは8番です。

転用目的は一時転用（農地改良行為）です。

申請地は、宮ノ陣中学校から北東へ約400m、宮ノ陣小学校から北西へ600mのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものであるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号8番について説明します。地図ナンバーは9番です。

転用目的は一時転用（農地改良行為）です。

申請地は、宮ノ陣小学校から東へ約400m、西鉄古賀茶屋駅から南西へ1.6kmのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものであるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請条件について排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。なお、審議番号6番、7番及び8番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、審議番号7番は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第4号議案は審議番号7番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号***番、****委員の退席を求めます。

(***番委員 退席)

それでは、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いします。

第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

13ページをお願いいたします。

西部地域、7番、1件です。7番、申請地、三瀨町田川、田132m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅の敷地を拡張するものです。

以上で説明終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、西部審査会より報告をお願いいたします。

西部審査会 それでは、西部審査会について説明します。

審議番号7番、地図ナンバーは16番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。申請地は、西鉄三瀨駅から東へ約50m、西鉄大善寺駅から南へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して東側の道路側溝へ排水します。

汚水につきましては、くみ取り式により処理、雑排水につきましては、溜め桝を経由して東側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

以上、担当地域の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案、審議番号7番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案、審議番号7番は可決されました。

審議番号7番の審議が終了いたしましたので、退席されています議席番号***番、****委員の出席を求めます。

(***番委員 着席)

****委員に報告をいたします。審議番号第7番は可決されました。

続きまして、「審議番号7番を除く第4号議案について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いします。

第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。申請地、大橋町常持、田557m²、申請理由、申請地を取得し、農業用倉庫及び農作業機械置場を建築するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、2番から、13ページ7番を除く9番までの7件です。

2番、申請地、荒木町白口、田202m²、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いします。

3番、申請地、荒木町藤田、畑1,369m²、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、藤山町、畑254m²、申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

12ページお願いいたします。

5番、申請地、安武町安武本、畑558m²、申請理由、申請地を取得し、農家住宅の敷地を拡張するものです。

6番、申請地、城島町江島、田3筆、計1,841m²、申請理由、申請地を借り受け

て、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13ページお願いします。

8番、申請地、三潞町玉満、畑64m²、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

9番、申請地、三潞町西牟田、畑519m²、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、11ページ審議番号3番、12ページ審議番号6番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

東部審査会 それでは、東部審査会からまいります。審議番号1番でございます。地図は10番でございます。

転用目的は、農業用倉庫及び農作業機械置場として利用するものでございますが、既に施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、JR筑後草野駅から北西へ約650m、大橋小学校から南東へ約1.3kmのところでございます。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側水路へ排水されます。

汚水につきましては、くみ取り式で処理します。生活雑排水につきましては発生をいたしません。

被害防除につきましては、既設の石積及び周囲と高さを合わせることで土砂の流出を防いでおります。

この申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。
以上、1件につきまして、担当地区の農業委員、推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題ないものと判断をいたしております。
ご審議、よろしく願いいたします。
以上です。

西部審査会 それでは、西部審査会について説明します。

審議番号2番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR荒木駅から北西へ約700m、白鳥保育園から南へ約300mのところ
に位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありま
すので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設であり
ますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続しま
す。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画とな
っています。

続きまして、審議番号3番について説明します。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、公共下水道工事に伴い、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から南へ約600m、JR西牟田駅から北へ約1.5kmのところ
に位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありま
すので、第1種農地に該当しますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありま
すので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既存の法面により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号4番について説明します。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、青陵中学校から南へ約800m、久留米工業大学から南東へ400mのところ

に位置します。

農地区分については、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断します。

雨水排水につきましては、施設の溜め桝を経由して西側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号5番について説明します。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、農家住宅の敷地を拡張するものですが、一部既に農家住宅の敷地として利用しておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、西鉄安武駅から北西へ約300m、安武小学校から東へ1kmのところに位置します。

農地区分については、西鉄安武駅からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排水します。

汚水につきましては、くみ取り式により処理、雑排水につきましては、溜め桝を経由して南側道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせることで土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号6番について説明します。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、公共下水道工事に伴い、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、城島中学校から南西へ約600m、青木小学校から北東へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水いたします。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既存の法面により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から東へ約500m、三潁中学校から南へ約800mのところに位

置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね500m以内の区域にある農地であり
ますので、第2種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、周囲の土地と高さを合わせるにより、土砂の流出を
防ぐ計画となっております。

審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR西牟田駅から北西へ約700m、西牟田小学校から北東へ約1.2kmのと
ころに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありま
すので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設であり
ますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して西側の道路側溝へ排水します。

汚水につきましては、合併浄化槽を経由して西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について排水承諾書等、添付種類を確認しております。

以上、7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、
書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお
願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「審議番号7番を除く第4号議案」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「審議番号7番を除く第4号議案」は可決されました。

なお、審議番号3番及び6番は許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。

第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番から4番までの4件です。

1番、申請人、田主丸町益生田、*****、経営面積1万4,011m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

2番、申請人、田主丸町中尾、*****、経営面積11万1,802m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

3番、申請人、城島町江上本、*****、経営面積38万4,095.23m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人*****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっており、今回は申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録になります。

4番、申請人、城島町下青木、*****、経営面積16万1,409m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人*****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっており、今回は申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録になります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある

方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題と
いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。
第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促
進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたの
で付議いたします。
第1区、1番から3番までの3件です。
1番、所在地、善導寺町飯田、田6筆、計8,585m²、推進機構からの買入れとな
ります。
2番、所在地、善導寺町木塚、田2筆、計2,680m²、推進機構からの買入れとな
ります。
3番、所在地、山川神代二丁目、田1,562m²、推進機構からの買入れとなります。
16ページをお願いいたします。
第2区、4番から6番までの3件です。
4番、所在地、田主丸町益生田、田4筆、計3,792m²、推進機構への売渡しとな
ります。
5番、所在地、田主丸町中尾、田2,943m²、推進機構への売渡しとなります。
6番、所在地、田主丸町中尾、田3筆、計1,766m²、推進機構への売渡しとな
ります。
第3区、7番、1件です。7番、所在地、北野町高良、田737m²、推進機構から

の買入れとなります。

17ページをお願いします。

第4区、8番、9番の2件です。

8番、所在地、城島町江上、田2,036m²、推進機構への売渡しとなります。

9番、所在地、城島町上青木、田2,897m²、推進機構への売渡しとなります。

以上、審議番号1番から9番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

「無しの声」

議長 事前に書類を送っておりますので、お目通し頂いておるというふうに理解をさせていただきます。そういうことで質疑がないということですので、これにて質疑を終了いたします。

したがいまして、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。この総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「無しの声」

議長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、3番 今村裕一委員、15番 田中弥生委員をお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。